

一般廃棄物収集運搬業許可書

住 所 檜山郡江差町字愛宕町18番地
氏 名 北清えさし株式会社
代表取締役 湯 藤 學

令和6年9月6日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、次の条件を付して許可する。

令和 6年 9月 9日

南部桧山衛生処理組合

組合長 照 井 誉之介



1. 収集、運搬する一般廃棄物の種類

事業活動により生じた一般廃棄物、一般家庭より生じた粗大ごみ、家屋解体に伴う一般廃棄物（生活残存物等）、伐根・伐採木・伐開物（笹・笹根と土砂の混合物）（すき取り物）（草・草根と土砂の混合物）、組合で処理できない動物の死体、組合で処理できない廃プラスチック、組合で処理できない紙くず、組合で処理できない動植物性残さ、一時的に大量に発生される海岸漂流物・流木、一時的に大量に発生される不法投棄物、漁網やロープ等の適正処理困難物、適正分別困難物、漁業系一般廃棄物

2. 収集、運搬区域

南部桧山衛生処理組合管内

〔江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町（熊石地域）〕

3. 許可の期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日までとする。

4. 許可の条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、並びに南部桧山衛生処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
- (2) 廃棄物の収集及び運搬又は処理方法については、組合長の指示に従うこと。
- (3) 上記の条件に違反したときは、許可を取り消すことがある。